

ビジョン検討にあたっての主な論点(検討順)

平成 28 年度に開催した検討会での議論及び地元有識者ヒアリングを踏まえ、「ビジョン検討にあたっての主な論点(案)」を作成している。論点ごとに「どうしたいのか、それには何をするのか」議論すべき内容を、赤字で記載している。

ビジョン検討にあたっての主な論点

※論点を黒字、議論となる内容を赤字で示した。

1. 前提となる考え方について

(1) 伝統的な自然観・人と自然との関わりについて

- ・屋久島の人々が自然との関わりの中で培ってきた伝統的な自然観をどのように山岳部の適正利用のビジョンに取り入れるか。

>大前提として、「畏敬の念、感謝の念、遠慮の心」を忘れてはならず、行動する・考えるに当たっては、これを基本とすべきではないか。

※屋久島における、「畏敬の念、感謝の念、遠慮の心」とは、厳しい自然を畏れ、山からの恩恵(豊かな水、ヤクスギを含めた屋久島独自の自然景観)を山そのもの又は山の神々に感謝し、遠慮の心をもって山を守り、利用すること。

>伝統的な自然観・人と自然との関わりについての大きな特徴は、屋久島の山岳部は、地域経済を支える登山利用と、山岳信仰や伝統的な自然観を持ち合わせていることにある。これらのもつれば相反する2つの概念を矛盾なく併存させるようにしなければならないのではないか(伝統的な自然観を顧みない利用のさせ方や、地域社会の存続上重要な位置づけにあることを踏まえない保護の仕方はそぐわないのではないか)。

(2) 自然環境を損なわない範囲、方法での利用について

- ・屋久島山岳部の自然環境の価値、重要性について。

>国際、国内的にも山岳部の保護保全の重要性が極めて高い地域であることは誰もが認めるところ。

>山岳部は、島民の精神的なよりどころや、きれいな水や空気、景観といった人間らしい豊かな暮らしを支える恵み(生態系サービス)を提供してくれているだけでなく、島の経済を支える基盤ともなっている。そして、その恩恵を受けているのは直接山岳部に足を踏み入れる住民だけではない。山岳部は、世界的価値があり保護保全上重要であると同時に、島民の心と暮らしを支える大切な存在である。

>このことから、山岳部利用の際には自然環境の劣化を招く又は招きうる利用の形態、方法、受け入れは慎むべきではないか。

- ・「保護か開発か」の時代から「自然体験が及ぼすいい効果と自然への負荷のバランス」の時代にシフ

ト。自然環境を損なわない範囲、方法での自然体験利用や観光利用とすることについて。

> 山岳部の適正利用は、持続的な自然体験利用や観光利用に寄与する。

> 原始的な自然環境が残り、比較的容易にアクセスできる屋久島での自然体験は、利用者に人知の及ばない自然・地球の営みや、自然環境を残すこと、自然にふれあえる豊かな暮らしなどの大切さを気づかせてくれるきっかけとなりうる。

> また、美しく、キツく、時に危険な屋久島の山岳は利用体験を通じて、達成感、充実感、爽快感、感動、恐怖感、ハラハラ・ドキドキ、心地よい疲労など様々なものをもたらしてくれる最高の登山（レクリエーション）の場。

> 屋久島周縁部での受け入れ体制が整備され、利用者が増加したとしても、山岳部が島外からの利用者を惹きつける魅力の中心であることに変わりはない。受け入れ側が提供するサービスの質や土地に記された古からの物語なども魅力の一部ではあるが、魅力の核心は山岳部の環境そのものであることに疑念の余地はない。

> 魅力の核心を損なわず、魅力を伝える。

(3) 屋久島(山岳部)の価値、魅力、らしさについて

・ 屋久島(山岳部)の魅力、屋久島らしさとは何か。

> 平成 27 年度事業内では「屋久島の山らしさ」について、島内観光関係者および関係者、有識者から意見聴衆した。その結果を下表に示す。

インタビューから導き出された「屋久島の山らしさ」

地域資源の特徴	<ul style="list-style-type: none">・ 人の手が入った森で感じる「原生林」「原始性」・ 山岳部以外の見どころ（里の観光地）もある多様性・ 人工物のない解放感ある展望・ 特徴的な地質がもたらす景観
利用の特徴	<ul style="list-style-type: none">・ かつては「山屋」の世界だったが、現在は素人も上級者も訪れる・ 自然を畏れ、慈しみながら利用する

> 悪い側面として語られがちだが、道を踏み外せば容易に帰れない山・森の深さ、普段は穏やかだが天気によって恐ろしい面を見せてくるところは、屋久島の山らしさなのではないか。

> 奥岳まで行かなくてもヤクスギランドなど容易にアクセスできる所で、屋久島の森らしさが充分堪能できる（また、登山道沿いでもバックカントリーと変わらない質の体験ができる）ところは、屋久島の山の特徴ではないか。

・ 利用者に何を見て欲しいのか、味わって欲しいのか、伝えたい・発信したいのか。

> 本当に見て欲しい、伝えたいのは単木（縄文杉をはじめとする著名木）ではないのではないか。

> 縄文杉に代表される自然資源だけでなく、歴史・文化にも目を向けてほしい。

> 自然のなかでは、自然資源、歴史文化、人間の営みは一体化している。このため、切り離して見るのではなく、全体を見てほしい。

(4) 次世代への継承について

- ・次世代への継承をどう位置づけるか。

>過去から屋久島山岳部の自然環境を引き継いだ現在を生きる私たちにとって、この自然環境を損なうことなく、可能ならよりよい状態にして後世に引き渡すことは、「義務である」と言ってしまうのもいいのではないか。

2. 屋久島山岳部の保護と利用の「目指す姿」又は「あるべき姿」について

- >「目指す姿」又は「あるべき姿」については、「屋久島の山らしさ」とはどのようなものなのかを十分踏まえたものにする必要がある。「屋久島の山らしさ」は、本節1.(3)に記載。
- >屋久島山岳部は「山」である。縄文杉とそのルートも含め「山」であることを忘れない。「観光地」としてではなく「山」として発信すべきではないか)
- >屋久島での体験が、自然・地球の営みや、自然環境を残すこと、自然にふれあえる豊かな暮らしなどに思いをはせたり、自然や文化の多様性を理解するきっかけとなしてほしい。(世界への窓)
- >何回でも来たくなる体験が出来るようにしたい。
- >山岳部といっても様々なルートがあり、整備状況、利用状況も異なる。“どこでも誰でもウェルカム”ではゆっくり静かな山旅が楽しめる花山歩道や永田歩道の良さが損なわれる。多くの人が見てみたいと思う縄文杉ルートを、山だからと整備水準を下げすぎたり、来る人の層や量に合わせすぎて利便性やサービス偏重になれば、けが人が増えたり、原生的雰囲気を損なったり心構えのしっかりしない登山者を招き入れてしまいかねない。初心者から熟練者まで、老若男女様々な利用者層に対して、その場所、ルートに応じた体験を提供できるサービス・管理を行う。

3. 利用者へのサービスについて

(1) 対象者について

- ・幅広い利用者層への対応について
- ・増加する外国人利用者への対応について

(2) 質の高い利用体験の提供について

- ・利用集中および利用集中により生じる問題への対処について

(3) 利用施設の整備と維持管理について

- ・利用者の多寡やルート難易度による登山道等整備の考え方について
- ・山岳トイレのし尿処理と携帯トイレについて
- ・登山道浸食、踏圧による裸地化、避難小屋等の老朽化への対応について
- ・公園計画上の位置づけがないルートの取り扱いについて

(4) 情報提供について

- ・利用者に、どこで、何を、どんな方法で伝えるべきか

(5) 安全について

- ・自己責任と施設等管理者がすべきことについて

(6) 人材育成について

4. 利用による自然への負荷軽減について

(1) 利用者が持つべき意識について

>受け入れる側（サービス提供者、管理者）だけでなく、利用者也『自分たちの振る舞いが自然環境に負荷をかけること。島民にとって大切な存在であり、世界的にも重要な山岳部の環境を損なうおそれがあること』を意識して利用すべき・させるべきではないか。

(2) 利用者が負うべき義務について

>上記意識のもと、自らの登山の安全、自らが生じさせる環境負荷について自ら責任を持ち、努力すべきではないか（管理者の義務をゼロにするというものではない）。

5. ゾーン設定の考え方について

6. その他

(1) 地域住民の山岳部および山岳部利用に対する関心・意識について

- >屋久杉等山林資源の利用の仕方が変わり、山のような生活の場ではなくなった。
- >島民の日々の暮らしと、山岳部との関係が希薄になった。
- >山岳部をどのように観光利用しているのか、把握している島民は少ない。
- >しかし、多くの島民が経済的にも間接的に山岳部の恩恵を受けている。山岳部を直接利用する島民だけでなく、山岳部から恩恵を受けている多くの島民が山岳部がどのように利用されているのか、どのように保護されているか等に関心を持ち、関わりを持つべき。
- >山は生活の場ではなくなり、岳参りを通じての心のよりどころだけになった。
- >岳参りは、山と集落が関係をもつ接点。

(2) 保護地域管理者・施設管理者が持つべき意識と果たすべき責任について

- >世界自然遺産地域や国立公園としての山岳利用について、提供すべき利用体験や利用者管理の方針を明確化する
- >山岳部の自然環境の保全と、施設の安全等を含む屋久島らしい自然体験の提供に責任を負うことを再認識すべき。
山は自己責任が基本だが、当然、管理者の責任も確実に「ある」。安全や施設等の維持に関して、利用者の自己責任や受益者負担に（安易に）頼りすぎてはいけない。
ゾーン区分に応じた管理を行い、自然環境や自然体験の質の向上、利用の安全性や快適性の確保に努める。
- >管理行為においても、山への「畏敬の念、感謝の念、遠慮する心」を忘れない。
- >島民・島にとっての山の存在、世界的な保護継承の要請の双方に心を配りつつ、短期・長期の視野を持って必要な施策を推進すべき。
- >屋久島には長年解消しない難しい課題が多いが、粘り強く自然環境の保全、環境負荷の軽減、質の高い自然体験の提供に必要な取り組みを行っていく。

>課題への対応については、今後を見据えた計画的な対応・対策をとる

>自分たちのアクション（アクションしないことも含む）が山岳部の自然環境への負荷の増大や劣化（・顕著な普遍的価値の低下）、自然体験の質の低下や旅の満足感の低下（、世界遺産・国立公園・登山・観光の地としてのイメージ悪化）につながることを肝に銘じるべき。

■ 検討年次に沿った、全体の検討内容（①～⑤）と、議論すべき論点

昨年度整理した「ビジョン検討にあたっての主な論点（案）」のうち、本年度4回程度の検討会で議論すべき論点を検討順に整理した。また、次年度以降に議論する論点も年次順に整理した。

◇ 平成29年度

【検討内容】

- ①屋久島山岳部の適正な利用に関するビジョンについて
 - ・理念、目指す姿（目標）と目標実現のための基本方針 等
- ②適正利用のためのゾーニングについて
 - ・ゾーニングの設定

検討会	議論すべき論点(案)
第1回検討会	<p>1. 前提となる考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 伝統的な自然観・人と自然との関わりについて (2) 自然環境を損なわない範囲、方法での利用について (3) 屋久島(山岳部)の価値、魅力、らしさについて (4) 次世代への継承について <p>2. 屋久島山岳部の保護と利用の「目指す姿」又は「あるべき姿」について</p> <p>4. 利用による自然への負荷軽減について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者が持つべき意識について (2) 利用者が負うべき義務について <p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域住民の山岳部および山岳部利用に対する関心・意識について (2) 保護地域管理者・施設管理者が持つべき意識と果たすべき責任について
第2回検討会 現地視察	<p>3. 利用者へのサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者について (2) 質の高い利用体験の提供について (3) 利用施設の整備と維持管理について (5) 安全について
第3回検討会 現地視察	<p>3. 利用者へのサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者について (2) 質の高い利用体験の提供について (3) 利用施設の整備と維持管理について

	(5) 安全について
第4階検討会	5. ゾーン設定の考え方について

※検討会の際に、意見交換会やヒアリングを実施予定

◇ 平成30年度

【検討内容】

②適正利用のためのゾーニングについて

- ・ゾーニングの設定
- ・ゾーニングごとの（管理）目標・方針 等

③施設の整備、維持管理について

- ・施設整備の方針、内容、整備水準、維持管理の方針 等

検討会	議論すべき論点(案)
複数回	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3. 利用者へのサービスについて</div> <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者について (2) 質の高い利用体験の提供について (3) 利用施設の整備と維持管理について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">5. ゾーン設定の考え方について</div>

◇ 平成 31 年度、平成 32 年度

【検討内容】

③施設の整備、維持管理について

- ・施設整備の方針、内容、整備水準、維持管理の方針 等

④利用者管理とサービスの提供について

- ・利用者管理の方針、方策
- ・利用者へのサービス提供の方針、方策 等

⑤その他

- ・モニタリング
- ・その他山岳部の適正利用に関する必要な事項

検討会	議論すべき論点(案)
複数回	3. 利用者へのサービスについて (2) 質の高い利用体験の提供について (3) 利用施設の整備と維持管理について (4) 情報提供について (6) 人材育成について